

保護者様

年 組 番 氏名

県立六日町高等学校長

出席停止のお知らせ（通知）

学校保健安全法第19条により、他の生徒への感染を防ぐため、また、十分な治療と休養のために出席停止の指示をします。回復したら、下記の「登校許可証」を学校に提出し、登校させてください。なお、この期間は欠席の扱いとはいたしません。

出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第19条）

- (1) インフルエンザ……………発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
(発症した日を0日とする)
- (2) 百日咳……………特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- (3) 麻疹（はしか）……………解熱後3日を経過するまで
- (4) 流行性耳下腺炎……………耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- (5) 風疹……………発疹が消失するまで
- (6) 水痘（水ぼうそう）……………すべての発疹が痂皮化するまで
- (7) 咽頭結膜熱……………主要症状が消失した後2日を経過するまで
- (8) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎…症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
- (9) その他の感染症（……………）※学校長の指示による
…症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

◎ 出席停止の基準は上記の通りですが、無理がないよう、主治医と相談の上、登校させてください。

◎ 登校許可証がない生徒は登校できません。

登校許可証

県立六日町高等学校長様

年 組 番 氏名

感染症名（……………）

上記の生徒は病気が回復し、他の生徒に感染させるおそれはありません。

出席停止期間 月 日（限）から 月 日（限）まで

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印